

国民年金

住民課保険年金係 内線127

老齡基礎年金

年金を受けるために必要な期間

- 国民年金保険料を納めた期間
 - 国民年金保険料の免除を受けた期間
 - 任意加入できる人が任意加入しなかった期間など
(「カラ期間」) 合算対象期間
 - 昭和36年4月以降の厚生年金や共済組合の加入期間
 - 第3号被保険者期間
 - 学生納付特例期間
- これらを合計して、原則として25年以上の期間が必要です。

カラ期間とは？。 合算対象期間

昭和36年4月以降で20歳から60歳になるまでの間に国民年金に任意加入しなかった期間などで、必要年数に達しているかどうかをみるときは算入されますが、年金額の算定基礎とはならない期間をいいます。

- 社員の配偶者（昭和61年3月まで）
- 学生（平成3年3月まで）
- 厚生年金の脱退手当金を受給した期間
- 日本人で外国に居住していた期間

年金額

804,200円

保険料の未納や免除、カラ期間などがあるときは、その期間により減額されます。

忘れずに!!

年金は請求しないともらえません

すべての年金は、受けられる資格があっても本人の請求がなければ支給されません。

国民年金のみ加入していたかた
役場住民課保険年金係

第3号被保険者期間のあるかた
社会保険事務所

2つ以上の制度に加入していたかた
社会保険事務所

でそれぞれ手続きを行ってください。

受給資格期間(年金を受けるために最低必要な期間)
と加入可能年数(満額の年金を受けるために必要な期間)

国民年金制度が発足したのが昭和36年4月1日ですので、そのとき20歳以上の人は、60歳になるまで40年間加入することができません。それらの人には生年月日により、表のとおり短縮措置がとられています。

受給資格期間と加入可能年数早見表

生年月日	受給資格期間	加入可能年数
昭 9.4.2～昭10.4.1	25年(300カ月)	33年(396カ月)
昭10.4.2～昭11.4.1	25年(")	34年(408 ")
昭11.4.2～昭12.4.1	25年(")	35年(420 ")
昭12.4.2～昭13.4.1	25年(")	36年(432 ")
昭13.4.2～昭14.4.1	25年(")	37年(444 ")
昭14.4.2～昭15.4.1	25年(")	38年(456 ")
昭15.4.2～昭16.4.1	25年(")	39年(468 ")
昭16.4.2～以降	25年(")	40年(480 ")

羽島郡広域連合

388・1195

私たちの生活にいつも身近にあるガス。今ではなくてはならない燃料ですが、取り扱いを誤ると火災や爆発を引き起こし、大きな被害が発生します。ガスによる事故を防ぐには、使っているガスの性質を知ることが大切です。

軽い都市ガス
都市ガスは、空気より軽いので、漏れると天井付近にたまりやすくなります。

重いプロパンガス
プロパンガスは、空気より重いため、漏れると床などの低いところにたまりやすくなります。もし、ガス漏れに気づいたら、次のことに注意しましょう。



- 一、部屋の中にガスの臭いがしても、決して電灯や換気扇のスイッチを入れないようにしましょう。スイッチを入れたときに出る小さな火花でも爆発する恐れがあります。
- 二、口をタオルなどで覆い、ガスを吸わないように気をつけ、すぐにガスの元栓をしめましょう。都市ガスのときは姿勢を低く、プロパンガスのときは、姿勢を高くするとよいでしょう。
- 三、静かに窓を開けて、ガスを屋外へ出しましょう。プロパンガスの場合は、バスタオルか座布団などで、あおぎ出すのがよいでしょう。その後、ガス漏れがなくなったら過信しないで、すみやかにガス販売店や消防署へ連絡しましょう。



消防署

怖いガス漏れ

その時どいつする!